

令和8年度 第4回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和8年7月10日（金）午前9時30分開会
開催場所	清須市清洲総合福祉センター つながり広場
出席委員	教 育 長 天 埜 幸 治 委員（教育長職務代理者） 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司 委 員 太 田 光 則 委 員 上 田 恭 子
欠席委員	なし
傍聴人の数	2人
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 大 沼 賀 敬 教 育 部 参 事 安 井 博 之 教育部次長兼学校教育課長 瀬 尾 光 生涯学習課長 柴 垣 哲 彦 スポーツ課長 川 村 順 二 学校給食センター管理事務所長 齋 藤 隆 司 学 校 教 育 課 主 幹 神 谷 貢 代 学校教育課課長補佐兼係長 小 崎 充 代 学 校 教 育 課 総 務 係 長 炭 竈 愛 子 学 校 教 育 課 主 事 田 中 千 裕
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 令和8年度第3回定例会会議録の承認について 日程第3 請願第1号 清須市教育委員会会議の活性化に関する請願について 日程第4 議案第18号 令和9年度使用小中学校教科用図書の採択について 日程第5 議案第19号 清須市の学校給食において使用しない食品案について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 後 藤 小百合 委 員 太 田 光 則 委 員

議事の経過

○ 開会

天埜教育長

おはようございます。

只今の出席委員数は、5名です。

過半数の出席がありますので、只今から、令和8年度第4回清須市教育委員会定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりです。ここで、あらかじめ申し上げます。

委員並びに事務局職員の発言は、挙手により、教育長を通して、お願いします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第１「会議録署名委員の指名」を行います。
会議録署名委員には、後藤委員と太田委員を指名いたします。

日程第２ 令和８年度第３回定例会会議録の承認について

日程第２「令和８年度第３回定例会会議録の承認について」を議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

（学校教育課長 挙手）

学校教育課長。

はい。学校教育課長の瀬尾です。それでは、お手元の令和8年度第3回清須市教育委員会定例会の会議録案をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、開催日時が令和8年6月8日、月曜日、午前9時30分開会でした。

出席委員につきましては、天竺教育長ほか4名の方にご出席いただきました。定例会に説明のため出席した者は、教育部長ほか9名でありました。

日程第1の会議録署名委員の指名、日程第2の会議録の承認、日程第3の承認案件、日程第4及び日程第5までの同意案件、日程第6の議案についてそれぞれお認めいただき、会議録としてまとめさせていただきました。1ページから6ページまでとなります。

ご確認をお願いいたします。以上です。

ありがとうございました。少し確認の時間をとります。
これより、質疑を行います。質疑はございますか。
（委員より、「なし。」の声あり）
これで、質疑を終わります。
これより、採決をします。「令和８年度第３回定例会会議録」については、
原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。
〔全員挙手〕
ありがとうございます。挙手全員です。したがって、「令和８年度第３回
定例会会議録の承認について」は、原案のとおり承認されました。
この定例会閉会后、高山委員と上田委員にご署名をお願いします。

日程第3 請願第1号 清須市教育委員会会議の活性化に関する請願について

日程第３、請願第１号「清須市教育委員会会議の活性化に関する請願について」を議題とします。

事務局より、請願書の読み上げをお願いします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

はい。学校教育課長の瀬尾です。それでは、請願内容を読み上げさせていただきます。

清須市教育委員会会議の活性化に関する請願。

請願の要旨でございます。

請願項目。事務局の提案をただ追認するだけの現状を改め、長時間過密労働やパワハラに苦しむ現場教職員の命と健康を守るため、教育長や事務局を厳格に問いただすガバナンス機能を果たすこと。

請願の趣旨。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置されている教育委員会は、事務局の独走を抑え、市民の目線から教育政策を決定する役割を果たしています。しかしながら、現在の清須市教育委員会会議の運営実態を公式会議録から検証すると、開催時間が短い上、教育委員による質疑や意見の表明が極めて乏しく、事実上形骸化しています。現在、学校現場では教職員が自身の健康や生活を犠牲にしながら、子ども達のために限界まで奮闘しています。過重労働やハラスメントに苦しむ教職員が多数存在するにもかかわらず、その声を代弁して行政を正すべき教育委員が沈黙を続けることは、職務怠慢と言わざるをえません。本市の教職員が安心して働ける環境の構築を目指し、委員会運営の抜本的な改革を強く求め、以下に理由を詳述します。

1、教育委員の発言状況の著しい低迷と審議の形骸化。会議録をもとに、教育委員の年間発言文字数を集計したところ、昨年度および一昨年度の集計結果は次の通りです。2024年度の各委員の年間発言文字数は、後藤委員264文字、高山委員264文字、太田委員998文字、上田委員437文字。この内訳を精査すると、後藤委員の発言の100%、高山委員は67.4%、上田委員は64.7%が、「令和7年度清須市教育委員会基本方針案」のあとがきに掲載された教育長の文章に対する感想によって占められています。つまり、主要な教育施策や予算、人事に対する実質的な質疑応答はほぼゼロに等しい状態です。2025年度の各委員の年間発言文字数は、後藤委員161文字、高山委員177文字、太田委員531文字、上田委員281文字。なお、太田委員の9月の再任時における挨拶は、644文字、上田委員の9月の再任時における挨拶は、677文字です。実質的な審議での発言よりも、再任の挨拶の文字数の方が多いという、本末転倒な実態が数字に表れています。

2、開催時間の短さ。会議録をもとに、会議の開会から閉会までの時間を確認したところ、2025年度、4月40分、5月20分、6月10分、7月25分、8月15分、9月11分、10月18分、11月7分、12月2分、1月6分、2月24分、3月10日60分、3月25日55分、合計293分。12月の定例会は実質的な審議が何もなく、会議録署名委員の指名と、前回の定例会会議録の承認が行われただけでした。参考までに、清須市と人口が同規模のみよし市と豊明市の教育委員会会議の同年度の開催時間と比較すると、みよし市は9月、豊明市は7月の会議を終えた時点で、清須市の合計開催時間を上回っています。会議の長さや会議の質が必ずしも比例するわけではありませんが、会議の半分以上が10分台かそれ未満という状況では、質を論じる以前の段階です。そもそも、実質的な審議が何もなくないに等しいといえます。

3、現場教育職員危機的状況と教育委員のガバナンス不全。これほどまでに教育委員が教育長や事務局に対し意義を唱えず、事務局案を右から左へ追従するだけの姿勢は、日々過酷な労働環境に耐えている現場への重大な裏切りです。現在、清須市の学校現場では、長時間過密労働によって心身の限界

を迎えている教職員や職員間のパワーハラスメントに苦しみながらも声を上げられない教職員が存在します。現に私たちのもとにはそうした声が届いています。こうした現場の悲鳴を汲み取り、教育長や事務局に対して「労働環境の是正措置はどうなっているのか」「ハラスメント対策は万全か」と厳しく問いただすことこそが、教育委員に課せられた使命です。何も発言せず、現場の苦しみを素通りさせるだけであれば、教育委員としての地位を、たった10分、いや、5分でも結構ですので現職の教職員に与えてください。現場の実情を心から訴えます。教育委員一同は、自らの職責の重さを今一度自覚すべきです。教育現場の崩壊を防ぎ、教職員の命と健康、そして子どもの教育環境を守るためには、教育委員会の抜本的な活性化と、情報公開の徹底が不可欠です。本請願を真摯に受け止め、速やかな運営改善を行われるよう強く求めます。以上です。

天竺教育長

ただいま事務局から請願書の説明がありました。
これより、本請願の審議に入ります。質問を含め、ご意見などがありましたら、委員のご発言をお願いいたします。
(高山委員 挙手)

高山委員。

高山委員

確認をさせていただきたいのですが、定例会と委員協議会の棲み分けを改めて伺いたいです。

天竺教育長

事務局答弁。
(学校教育課長 挙手)

天竺教育長

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。
定例会は、教育委員会が行うべき事務について意思決定を行う場、規則や教育目標、重要な人事などの議案を審議し議決する場であり、委員協議会は、教育行政の現状や課題及びその処理すべき事務について、調査研究等を行うための協議や説明の場として、また教育委員が共通理解を深めるための意見交換、情報共有の場、定例会に上程予定の案件の事前説明、論点整理をする場として、定例会とは別に開催をしています。以上です。

天竺教育長

よろしかったでしょうか。はい、高山委員。

高山委員

ありがとうございます。ただいまの事務局の回答を受けまして、意見を述べたいのですが、よろしいでしょうか。

天竺教育長

はい。高山委員。

高山委員

この請願にありました、ご指摘の趣旨は受け止めますが、今、確認させていただいたように、定例会と同回数以上行われる委員協議会においての、教育的課題についての質疑や意見交換、定例会に先立っての資料の事前精査及び我々委員間の意見交換など、今までも十分重視して行ってきました。定例

会での会議時間が短くうつる場面であっても、実際には、事前段階で十分な検討や修正を行ってきたとっております。教育委員会定例会における「意思決定」は、会議前の十分な準備や深さによるものと私はしております。そういう意味で、事務局の皆さんの日頃の丁寧な資料提供や説明、連携には大変感謝しております。

天竺教育長

ありがとうございました。他にご発言のある委員はおみえでしょうか。
(上田委員 挙手)

上田委員。

上田委員

私は、教育委員として6年目を迎えます。着任当時は、子どもが市内小中学校に在籍しており、学校現場において日々指導をしていただいている教職員の取り組みにとっても感謝をしております。今でもそうですし、教育委員をお受けするときにはそういった気持ちでございました。そういった教職員の皆様が児童や生徒の成長に、一生懸命向かい合ってくくださる姿をたくさん見てきた、目にしてきた経験が今、教育委員会、教育委員としての責務に大きく影響していると思っております。今後も、その姿勢で学校教育現場と教育委員会をつないでいく役割が果たせたらと思っています。

天竺教育長

ありがとうございました。その他ご発言よろしいでしょうか。
(後藤委員 挙手)

後藤委員。

後藤委員

私も着任当初は、子どもが市内中学校に在籍しておりました。学びとなる学校という場所が子どもたちにとって、幸せな学校生活を送れるように環境を整えること、そしてまた先生方への必要な支援は何ができるのか、などといったことを、学校訪問などで学校の様子を見させていただいて、その際にも校長先生方からもいろいろなお話を伺って、学校現場が良い方向に環境が整えられるようにという思いをもって、委員としての役割を果たしてきけると私自身思っております。高山委員も言われましたが、定例会に至るまでには、必要な事前精査や意見交換をその都度、かなりの期間、時間をたくさん使って行って参りました。そのような繰り返しの上で、教育委員会定例会では、ようやくできた案が提案され、事務局からの提案理由を聞き、そして詳しく丁寧に説明もしていただき、その内容についても理解、賛成をし、ぜひ速やかに進めていただきたいという思いで意思決定の挙手をしております。これからもこれまでと同じ思いで、私は委員としての役割を果たしていきたいと思っております。私からは以上です。

天竺教育長

ありがとうございました。それでは他はいかがでしょうか。
(太田委員 挙手)

太田委員。

太田委員

私も、ここまでの皆さんがおっしゃられた意見と同じ意見です。ご指摘の趣旨は、もちろん受け止めますが、ここ数年の清須市の学校教育現場への政策反映は著しいものがあると思っております。教育支援政策もそうですが、

ここ最近の猛暑対策に向けての、他自治体に先駆けて、体育館や普通教室、特別教室への空調整備がなされて、そして今年も身体を冷やすためのネッククーラー用の冷凍庫の配備もしていただきました。教職員や児童生徒の皆さんが快適に過ごせるような教育環境の整備が進んでいる結果ではないかと思います。高山委員がおっしゃられましたように、教育委員会定例会において、意思決定は会議前の検討の十分な深さによるものと私は思っております。もちろん、定例会でのお尋ねや確認、その中身についての発言は大事でありまして、その点も踏まえて、今後も私の役割を果たしていきたいと考えております。以上です。

天竺教育長

ありがとうございました。その他はいかがでしょうか。
それでは他に意見がないようですので、採決に移ります。
請願第1号「清須市教育委員会会議の活性化に関する請願について」は、願意を認め、採択することに、賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手なし]
ありがとうございました。挙手なしです。したがって、請願第1号「清須市教育委員会会議の活性化に関する請願について」を、不採択とすることに決定いたします。

日程第4 議案第18号 令和9年度使用小中学校教科用図書の採択について

天竺教育長

日程第4、議案第18号「令和9年度使用小中学校教科用図書の採択について」を議題とします。
事務局より、議案の説明をお願いします。
(教育部参事 挙手)
教育部参事。

教育部参事

教育部参事の安井です。よろしくお願いします。
議案第18号、令和9年度使用小中学校教科用図書の採択について、上記の議案を提出する。令和8年7月10日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。
提案理由です。この案を提出するのは、令和9年度使用小中学校教科用図書を採択するために必要があるからです。
1枚はねていただきまして、資料1の「愛知県令和9年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準」をご覧ください。これは、愛知県教育委員会が示す教科用図書の採択基準になります。基本的な方針として、1に示されたとおり「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施することとなっています。また、3から6に示されたように、採択地区協議会を設けて慎重かつ公正に、綿密な調査研究に基づき、種目ごとに一種選定することとなっています。
次に「採択にあたって準拠すべき事項」として、1、2に示されたように、令和9年度使用小・中学校教科用図書について、市町村教育委員会は、種目ごとに令和8年度使用教科書と同一のものを採択することとなっています。
これは、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の第14条において、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、

政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする」、また、同施行令第15条において、「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法 附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする」とあるためです。

なお、3以下については、特別支援学校、国立・県立・私立学校に関することですので省略します。以上のことを踏まえ、資料2「教科用図書の採択案一覧」をご覧ください。上段が小学校、下段が中学校となります。ご覧のように、小学校、中学校ともに全種目選定替えはなく、引き続き同じものを採択することになります。以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

天竺教育長

これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決をします。議案第18号「令和9年度使用小中学校教科用図書の採択について」は、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。したがって、議案第18号「令和9年度使用小中学校教科用図書の採択について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第19号 清須市の学校給食において使用しない食品案について

天竺教育長

議案第19号「清須市の学校給食において使用しない食品案について」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター
管理事務所長

学校給食センター管理事務所齋藤です。

議案第19号 清須市の学校給食において使用しない食品案について上記の議案を提出する。令和8年7月10日提出。清須市教育委員会教育長天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、食物アレルギー症状を引き起こす原因食品のうち、学校給食において使用しない食品を明確にし、当該食品を原因物質とする食物アレルギーを持つ児童・生徒及びその保護者に安心感を供与するとともに、保護者・学校現場の負担を軽減するために必要があるからです。

1枚おめくりください。近年、食物アレルギー対応が必要な児童生徒や対応する食品の種類が増加している状況にあることから、提案理由のとおり、学校給食において使用しない食品を定めるものです。令和8年4月より、学

校給食で使用しない食品は、食物アレルギー発症数やそれらの重篤度を勘案し、食品表示基準で定める特定原材料及び特定原材料に準ずるもの28品目の中から、2「使用しない食品名」の表への記載を10品目としておりました。しかし、令和8年4月1日付けで消費者庁より、「食品表示について」の一部改正で「ピスタチオ」が追加となりました。したがって、本市においても、令和9年4月より2「使用しない食品名」の表に「ピスタチオ」の記載を追加し「カシューナッツ」から「やまいも」までの11品目とします。

周知については、次年度の給食提供に向けて全児童生徒に実施する「学校給食にかかる食物アレルギー調査票」において使用しない食品を明記します。説明は以上です。よろしくお願いします。

天竺教育長

ありがとうございました。
これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。
(上田委員 挙手)
上田委員。

上田委員

食物アレルギーの原因の中心として、卵や乳、小麦がよく考えられると思いますが、今回対象外となっている理由はなぜでしょうか。
(学校給食センター管理事務所長 挙手)

天竺教育長

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい。学校給食センター齋藤です。
卵、乳、小麦は食物アレルギーの原因食物として多い一方、学校給食で使用頻度が非常に多く、主食や主菜、調味料など幅広い献立に関わっております。現時点では給食から完全に除くことは、栄養面で献立作成や給食運営への影響が極めて大きいことから、対象としておりません。一方で、今回の11品目は、給食運営の影響が比較的小さく、安全向上とバランスを考慮して献立のバランスを設定しております。なお、卵や乳については除去食、代替食のアレルギー対応をしております。以上です。

天竺教育長

よろしいでしょうか。
(上田委員 挙手)
上田委員。

上田委員

ありがとうございました。では、今後この使用しない食品の追加は考えられますか。
(学校給食センター管理事務所長 挙手)

天竺教育長

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

学校給食センター齋藤です。
アレルギーの食材ですが、対象品目の中で重篤等などがあれば、状況を見ながら増加する可能性はございます。以上です。

天竺教育長

よろしいでしょうか。

上田委員

はい。ありがとうございました。

天竺教育長

他によろしいでしょうか。

(太田委員 挙手)

太田委員。

太田委員

使用しないことでアレルギー対応が不要になるわけではないとは思いますが、どのような効果が考えられますか。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

天竺教育長

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

学校給食センターの齋藤です。

食物アレルギー対応は引き続き対応が必要ですが、原因食品の一部を給食で使用しないことで保護者の不安軽減や学校現場への確認業務の負担軽減に繋がると思っております。また、誤配や誤食のリスクを減らす効果を期待しております。以上です。

天竺教育長

よろしいでしょうか。

(太田委員 挙手)

太田委員。

太田委員

使用しない食品が増えるということですが、清須市の給食が非常に美味しいと、評判だと聞いておりますけれども、その上で栄養のバランスや現状の献立の幅が狭まるということはありませんでしょうか。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

天竺教育長

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

学校給食センター齋藤です。

近年、当市では使用している例がなく、代替食品が比較的確保しやすく、献立作成への影響は限定的と考えております。必要な栄養素については、この食材を活用することで十分可能であり、学校給食摂取基準を満たす献立を引き続き提供していきます。以上です。

太田委員

ありがとうございました。

天竺教育長

他によろしいでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決をします。議案第19号「清須市の学校給食において使用しない食品案について」は、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。したがって、議案第19号「清須市の学校給食において使用しない食品案について」は、原案のとおり可決さ

れました。

○ 閉会

天埜教育長 | これで、令和８年度第４回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前１０時１分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教 育 長 天 埜 幸 治

署名委員 後 藤 小百合

署名委員 太 田 光 則